

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省29-7-3)

施策名	7-3 化学物質管理	担当部局名	製造産業局化学物質管理課	政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策の概要	化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標を受け、規制強化の方向にある国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。			政策体系上の位置付け	7 生活安全
達成すべき目標	経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施すること。		目標設定の考え方・根拠	WSSD(持続可能な開発に関する世界首脳会議)2020年目標等を達成する。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	27年度	28年度	29年度	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成21年4月15日衆議院経済産業委員会、平成21年5月12日参議院経済産業委員会) 環境基本計画(平成24年4月閣議決定) 地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年4月11日参議院経済産業委員会、平成29年5月26日衆議院経済産業委員会) 未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)
	709 (606)	733 (640)	837		

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
			1 化審法等の確実な執行	経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施すること。	29年度	化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを達成すること(WSSD2020年目標)等が目標であり、法令に基づき申請される化学物質の審査や条約等によって提供が求められるデータの収集等を実施している。また、条約の締約国会議等へ出席し、議論に参加している。その結果、著しい悪影響をもたらすおそれがあると判明した化学物質は使用を制限する等の適切な管理を実施していくが、その成果は規制される物質の数量等で評価できるものではなく、目標値及び達成値を定量的に示す指標が存在しないため定量的な目標設定は困難である。						
2 モントリオール議定書改正を遵守するための制度見直し	2016年10月のMOP28において採択されたモントリオール議定書のキガリ改正を確実に遵守するため、国内制度の整備に着手する。	29年度	2016年10月のMOP28において採択されたモントリオール議定書のキガリ改正を確実に遵守するための国内制度の整備は、経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理につながるのと同時に、国際的な協調の観点から、測定指標に選定。国内制度の見直しは、過度な産業活動の阻害につながらないように配慮しつつも、キガリ改正を確実に遵守するための規制を行い、その際には国内のユーザーへの負担にも十分配慮した制度設計を行うものであり、新たに追加した規制対象物質の数等で評価できるものではないため、定量的な目標設定は困難である。									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
3 詳細なリスク評価を実施する化学物質評価数	-	9	29年度	3	7	14	8	12	9	7	化学物質の詳細なリスク評価の着実な実施は、WSSD2020年目標等の目標の達成に資することから、化学物質審議会等においてリスク評価の審議を予定している化学物質数を測定指標に選定。	

【参考指標】

測定指標	基準値	見込み	年度ごとの見込み 年度ごとの実績値									参考指標(項目)の選定理由及び見込み値の設定の根拠
			基準年度	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 フロン類使用合理化計画におけるフロン類出荷相当量(万CO2トン)	-	4,240	32年度	/	/	-	-	-	-	4,240	産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループで了承された、国内で使用されるフロン類(HFC)の将来見通しである「フロン類使用合理化計画」におけるフロン類出荷相当量(万CO2トン)を測定指標に選定。	
					/	4,773	-	-	/	/		

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成29年 行政事業 レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度					
1 経済協力開発機構環境政策委員会化学品プロジェクト分担金	10 (10)	9 (9)	8	平成10年度	1	OECD環境政策委員会の傘下の化学品・農薬・バイオ技術作業部会とOECD化学品委員会との合同会合(化学品合同会合)によって統括されている化学品プロジェクトへ分担金を支出し、プロジェクトへ参加することにより、化学物質管理分野における国際協調を推進する。 化学品合同会合へ出席し議論に参加することで、化学物質管理政策分野における国際協調活動に貢献すると同時に、国内における化学物質管理制度を国際的な動きと整合させ、効果的な化学物質管理を実現する。	-	0408
2 ロッテルダム条約事務局経費分担金	8 (8)	8 (8)	8	平成17年度	1	ロッテルダム条約は、化学物質の危険有害性に関する情報が乏しい国への輸出によって、その国の人の健康や環境への悪影響が生じることを防止するため、輸出国は、特定の有害物質の輸出に先立って、化学物質に関する情報を相手国に通報する等、輸入国政府の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定したものであり、2004年2月に発効した。我が国においては、2004年9月より条約の効力が発生し、条約上の義務を履行している。 締約国会議及び化学物質検討委員会へ出席し議論に参加することにより、国内における化学物質管理制度を国際的な動向と整合させ、効果的な化学物質管理を実現する。	-	0409
3 ストックホルム条約事務局経費分担金	16 (16)	17 (17)	15	平成18年度	1	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」は、環境中での残留性、生物蓄積性、毒性(悪影響)が高く、長距離移動性が懸念されるPCB、DDT、ダイオキシン類等の有害化学物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の国際的な製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定したものであり、2004年に発効した。我が国は、2002年8月に加入し、条約の発効と同時に条約上の義務を履行している。 締約国会議及び残留性有機汚染物質検討委員会へ出席し議論に参加することにより、国内における化学物質管理制度を国際的な動向と整合させ、効果的な化学物質管理を実現する。	-	0410
4 経済協力開発機構環境政策委員会化学品プロジェクト拠出金	23 (23)	22 (22)	20	平成18年度	1	ナノテクノロジーによって次世代の成長産業の核として開発が行われているナノ粒子は、その微小性のために従来の物質とは異なる挙動を示す可能性が指摘されている。ナノ粒子の安全性に関しては、現在、我が国のみならず国際的にもその特性評価等の科学的な知見が不足しており、OECD環境政策委員会化学品プロジェクト内で加盟国の協力のもとに評価等の検討が進められている。我が国がイニシアティブをもって国際的にこの分野をリードするために、所要の拠出をOECDに対し行い、OECD工業ナノ材料作業部会に職員を派遣し活動を推進する。	-	0411
5 化学物質規制対策事業	557 (466)	544 (494)	497	平成21年度	1	・化審法、化管法に基づき、化学物質管理を着実に実施する。また、新たな法規制の円滑な執行を含む国内規制の在り方等の検討を行う。 ・ナノ物質等の未説明問題の解明に取り組むとともに、ビジネスリスク低減等新たな課題への対応のため、サプライチェーン上の物質情報を正確かつ迅速に伝達するシステムを構築する。 ・化学物質に関する各種国際条約の締約国としての、あるいはOECD等の枠組みで、各国の分担による有害性情報の収集や、新たな安全性評価手法の開発、人材育成等を行うと共に、中長期的な目標である国際的な調和を視野に入れつつ、我が国と経済的関係の深いASEAN地域との化学物質管理制度の調和を推進する。 ・化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法の確かな執行並びに条約締約国としての責務を果たすため、化学分析データ整備、人材育成、途上国における産業保安能力・化学物質管理能力の向上への貢献、有事に備え適切な対応が取れるように調査・検討等を実施する。 ・フロン対策として、代替フロン等の排出量データの収集や推計、排出源等の調査を行うとともに、国際的な枠組みの議論のための調査を行う。 上記の結果をもとに、経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。	-	0412
6 水銀に関する水俣条約事務局経費分担金	0 (0)	36 (0)	33	平成28年度	1	「水銀に関する水俣条約」は、水銀の供給・使用からは排出・廃棄に至るすべてのライフサイクルにわたって国際的に規制を進めようとするもので、2013年に採択された。50か国が締結してから90日後に発効することと定められており、2017年夏にも50か国の締結が見込まれている。我が国は平成28年2月2日に締結し、23番目の締結国となった。 条約発効後は締約国会議において条約の実施状況等について議論が行われる予定であり、水銀管理の国際調和に貢献するとともに、我が国としても条約上の必要な措置を履行し、水銀及び水銀化合物の適正管理を着実に実施する。	-	0413

7	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金分担金(増資分)	0	0	0	0	176	平成29年度	1	<p>モントリオール議定書は、オゾン層破壊物質の生産・消費及び貿易を規制しているが、その規制対象物質にオゾン層破壊物質の代替物質であるHFC(温室効果ガス)を追加することを内容とする同議定書改正提案が昨年10月のモントリオール議定書締約国会合において採択された(キガリ改正)。</p> <p>キガリ改正の着実な実施に向け、開発途上国におけるHFC削減対策を支援することにより、HFC管理の国際調和に貢献するとともに、我が国としても先進国の規制が始まる2019年1月1を目途に、所要の国内法整備を進め、HFCの適正管理を着実に実施する。</p>	-	新29-0026
---	---	---	---	---	---	-----	--------	---	---	---	----------